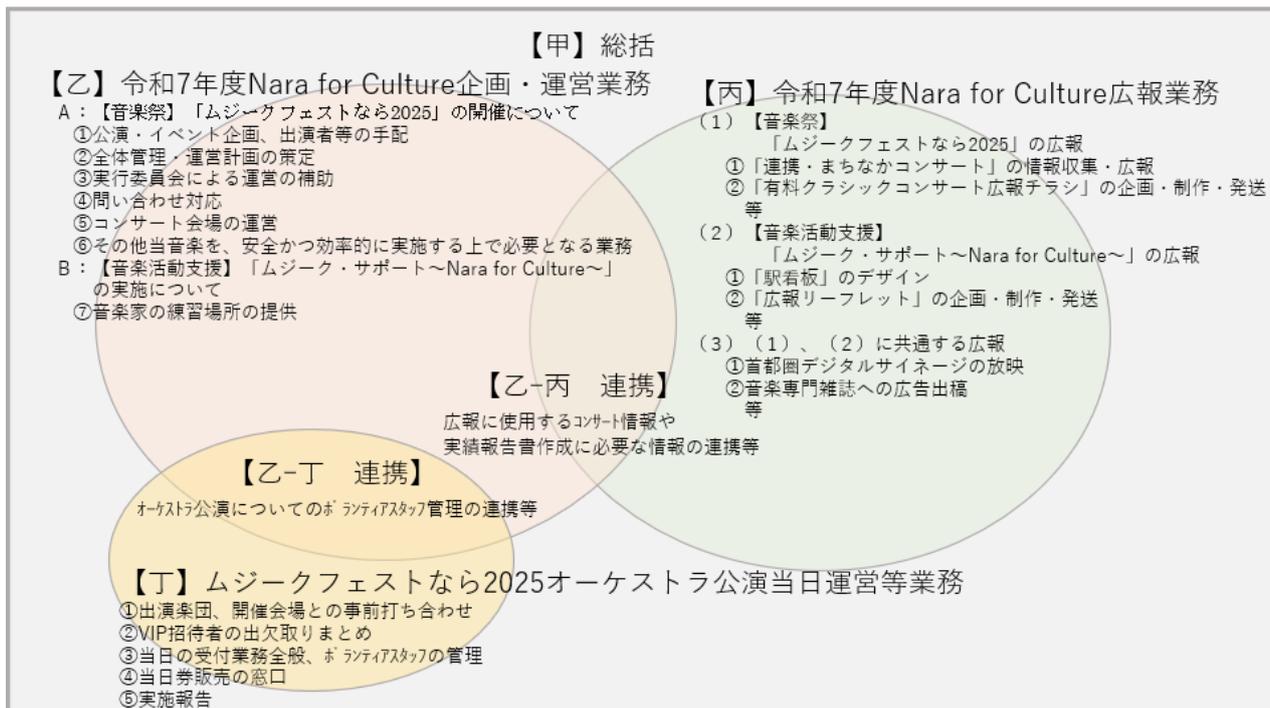


令和7年度 Nara for Culture 企画・運營業務仕様書

本仕様書は、ムジークフェストなら実行委員会（以下、「甲」という。）が委託事業者（以下、「乙」という。）に委託して実施する「令和7年度Nara for Culture企画・運營業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

また、本業務は、別委託契約である「令和7年度Nara for Culture広報業務」受託事業者（以下、「丙」という。）と、「ムジークフェストなら2025公演当日運営等業務」受託事業者（以下、「丁」という。）との綿密な連携が必要であることに留意すること。



1 業務概要

(1) 業務名

「令和7年度Nara for Culture」企画・運營業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務では、奈良を“クリエイティブ・アーティストが集まる場”にすることを目指して、甲が令和7年度に実施する以下の2つの事業について企画・運営を行う。

- ・「Nara for Culture～ムジークフェストなら2025～」は、奈良県内のさまざまな会場で、クラシックをはじめとした上質な音楽によるコンサートを開催することで、奈良で文化・芸術に触れる機会を提供することを目的とする事業である。本業務では、公演の企画、全体管理等を通じて各公演を円滑に開催することを目的とする。
- ・「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」は、奈良が「若者等が創作活動に挑戦し成長できる土地」になるよう、クリエイティブな音楽活動を支援する事業である。本業務では、トッププロによる滞在型演奏指導の実施や、練習場所の提供などを通して、音楽演奏家の活動を支援することを目的とする。



(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年12月31日(水)まで。

(4) 委託上限金額

34,780千円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記に含むもの

- ・(5)B⑦「演奏家への練習場所の提供」における、施設使用料の予算上限額は12,200千円とする。

※上記に含まれないもの

- ・甲が選定した出演者に対する出演料
- ・(5)A「【音楽祭】「ムジークフェストなら2025」の開催について」に係る各会場の会場使用料及び付帯設備使用料
- ・ボランティアスタッフに対する謝礼費用
- ・JASRACへの音楽著作権使用料

(5) 業務内容

奈良県内の各地で音楽祭「Nara for Culture～ムジークフェストなら2025～」(令和7年5月～12月)の開催及び、音楽活動支援「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」を実施するにあたり必要となる以下の①～⑦の業務について、甲から一括して委託する。

なお、令和7年度 Nara for Culture 事業計画(<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>)の内容をよく理解したうえで実施すること。

【業務概要】

A : 【音楽祭】 「Nara for Culture～ムジークフェストなら2025～」の開催について

- ① 公演・イベント企画、出演者等の手配
- ② 全体管理・運営計画の策定
- ③ ムジークフェストなら実行委員会事務局(以下、「事務局」という。)の運営補助
- ④ 問い合わせ対応
- ⑤ コンサートの運営
- ⑥ その他当音楽を、安全かつ効率的に実施する上で必要となる業務

B : 【音楽活動支援】 「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」の実施について

- ⑦ 音楽家の練習場所の提供

【業務詳細】

A：【音楽祭】「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2025～」の開催について

① 公演・イベント企画、出演者等の手配

(ア) 事前申込が必要な公演

- (i) 令和7年5月17日(土) 予定、大安寺で開催する無料の屋内公演
- (ii) 令和7年5月24日(土) 予定、室生山上公園芸術の森で開催する無料の屋外公演
- (iii) 令和7年5月25日(日) 予定、酒蔵ロマン館(澤田酒造)で開催する無料の屋内公演

< (i～iii) 共通事項 >

- ・出演者(プロアーティスト)の手配及び連絡調整を実施すること(1公演60分程度)。
- ・出演者の選定にあたっては、県内出身者または県内で活躍している者を優先することとし、また演奏する音楽ジャンルはクラシックを中心として提案すること。
- ・公演の情報については、「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2025～公式ガイドブック(以下、「ガイドブック」という。)」及び「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2025～公式Webサイト(以下、Webサイト)という。」等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報(出演団体名、演奏ジャンルなど)を収集すること。
- ・出演者の選定については、会場管理者及び甲の意向も反映して実施すること。

< (i) (iii) に関する特記事項 >

- ・会場の既設ピアノがあるため、ピアニストの出演が可能。
(ピアニスト出演の場合は、ピアノ調律を手配すること。)

< (ii) に関する特記事項 >

- ・屋外で屋根のないステージでの演奏となるため、屋外演奏が対応可能なアーティストを手配すること。

(イ) 事前申込が不要な公演「まちかどコンサート」

- ・県内主要駅の広場、公園、社寺境内等の一定の人通りが見込まれるオープンスペースで、令和7年5月19日(月)～6月6日(金)の平日、日中に4公演実施すること。
- ・1公演60分程度とし、開催日時、場所、出演者(プロアーティスト)等の手配及び連絡調整を実施すること。なお、事前申し込み不要の無料コンサートとする。
- ・出演者の選定にあたっては、県内出身者または県内で活躍している者を優先することとし、屋外で演奏可能な音楽ジャンルとすること。
- ・公演の情報については、ガイドブック及びWebサイト等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報(開催日時、場所、出演団体名、演奏する音楽ジャンルなど)を収集すること。
- ・開催場所、出演者の選定については、甲の意向も反映して実施すること。

(ウ) 保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校等への出張コンサート「アウトリーチ公演」

- ・アウトリーチ公演の開催を希望する施設等を令和7年3月から募集すること。なお、令和7年3月下旬に発行されるガイドブック内でも並行して募集の広報を実施し、5月中に募集を締め切る予定(募集状況によっては時期がずれる可能性あり)。

- ・アウトリーチ公演の開催を希望する施設等からの申込窓口を設置し、実施先を15箇所程度に選定すること。
- ・出演者（プロアーティスト）を手配し、施設および出演者と企画内容等を調整し、令和7年7月末までに実施すること。
- ・開催場所の選定については、甲の意向も反映して実施すること。
- ・出演者は甲が主催する公演と重複可とする。

② 全体管理・運営計画の策定

- ・甲と連携して事業全体を管理し、安全かつ円滑に運営するための実施計画を策定すること。
- ・業務の内容により、丙、丁とも連携し管理すること。

③ 事務局の運営補助

※丙と連携すること。

(ア) 必要に応じて、事務局内に連絡調整人員を配置し、下記の業務を実施すること。

- ・出演者及び会場との連絡調整・交渉、音響設備及び運営面での助言など、専門的な知見や経験を生かし運営を補助すること。
- ・甲が手配するサーバー及びドメインを使用し、Webサイトの制作及び更新を行い、Web上での情報発信を実施すること。
- ・Webサイトはデスクトップ端末やタブレット端末、モバイル端末でも快適に利用できるようレスポンシブ対応とすること。なお、レイアウトやユーザーインターフェイス等についてはモバイル端末による利用を第一に考え、開発すること。
- ・Webサイトに必要な機能については、甲・乙協議の上決定した機能を盛り込み、開発すること。
- ・企画内容毎にページを構成するなど、一般ユーザーが直感的に公演情報を検索できるようにすること。
- ・丙と連携し、甲が主催する公演、及び「連携・まちなかコンサート」の情報をWebサイトに掲載すること。
- ・Webサイトのトップページ上部にて、「連携・まちなかコンサート」で直近1週間以内で開催されるコンサートのサムネイルを自動で表示するなどして、甲主催公演以外にも多彩なコンサートが開催されることに気付きやすい仕掛けをすること。
- ・丙と連携し、甲が主催する有料クラシックコンサート（4公演）の特集ページを制作すること。
- ・開催期間が長期間に渡るため、終了したコンサートについては終了していることを分かりやすくし、これから開催されるコンサートを見つけやすくすること。
- ・「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」についてまとめたWebコンテンツを制作し、Webサイトトップページか視認しやすい場所にバナーを配置すること。

(イ) 会場、出演者及び公演の詳細について管理するためのデータベースシステムを構築すること。

(ウ) Google Forms 等にて、当事業参加者へのアンケート結果の集計が自動生成される WEB アンケート入力フォームを作成し、集計すること。

- ・アンケート内容については、甲と協議のうえ決定するもの

④ 問合せ対応

- ・県民等からの問合せに対する電話窓口の設置。

期間：令和7年3月下旬（予定）～6月8日（日）において、週あたり6日以上、有人での電話対応窓口を設置し、問合せに対応すること。なかでも、甲が主催する公演の開催期間中（令和7年5月17日（土）～6月8日（日））は毎日対応すること。

受付時間：10：00～17：00

- ・県民等からの問合せに対するフォームの設置。

期間：令和7年3月下旬（予定）～12月23日（火）において、Web サイト内に問合せフォームを設置し、対応すること。

- ・場所、必要な物品・経費については委託費に含めるものとし、乙が手配し負担すること。

⑤ コンサートの運営

A：【音楽祭】「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2025～」の開催について

(ア) 無料公演の来場者受付、入場券発行

- ・事前申込制の下記【別表1】の屋内公演について、申込者の事前募集、申込情報整理、指定席の配席、入場整理券の作成及び事前配布を実施すること。
- ・定員を超えた応募があり落選者が出た場合、WEB 申込によりメールアドレスを把握できている申込者に対しては早急に落選の旨をメールにて通知すること。

※2025 事前申込制会場数：5 公演、入場券発送最大数：計 2,500 名分程度

別表 1

No	日時	公演@会場	会場定員	入場券発送
1	令和7年5月17日(土) 開演：14時(予定)	大安寺公演 @大安寺 獅子吼殿	80席	100名分
2	令和7年5月18日(日) 開演：14時(予定)	橿原神宮公演 @橿原神宮 神宮会館	500席	600名分
3	令和7年5月25日(日) 開演：14時(予定)	0歳からのクラシックコンサート @橿原文化会館 大ホール	1304席	1400名分
4	令和7年5月25日(日) 開演：14時(予定)	酒蔵ロマン館(澤田酒造)公演 @澤田酒造 酒蔵ロマン館	60席	80名分
5	令和7年5月31日(土) 開演：14時(予定)	クラシック入門公演 @なら歴史芸術文化村 ホール	254席	320名分

(イ) 屋内での無料公演の企画及び運営

- 大安寺 獅子吼殿を会場とした無料公演
- 橿原神宮 神宮会館を会場とした無料公演
- 酒蔵ロマン館(澤田酒造)で開催する無料公演

(iv) なら歴史芸術文化村で開催する無料公演

< (i ~ iv) 共通事項 >

- ・ 座席は自由席とする。
- ・ 会場及び出演者との連絡調整及び当日の進行管理をすること。
- ・ 音響、美術、照明、備品、控室及び電源設備等を手配すること。
- ・ 舞台、音響、照明、椅子及びバナー等を設営・撤去すること。
- ・ 司会者もしくは影アナウンスを手配すること。ただし、運営補助員が司会を兼務することも可とする。
- ・ 会場既設のピアノの調律手配を行うこと。

※ピアノ手配及び調律が必要な公演については、P9の【別表2】を参照。

※(ii)は例外あり

- ・ 音響機材の持込が必要な場合は、必要な機材の手配をすること。
- ・ 観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去をすること。
- ・ 身体障害のある方の来場を見据えた観覧エリアを準備すること。
- ・ 日本語／英語／中国語等の多言語による案内・誘導サインを準備すること。
- ・ 運営補助員4名及びボランティアスタッフ4名(計8名程度)を配置し、出演アーティストの当日サポート及び観客の誘導を実施すること。

< (ii)に関する特記事項 >

- ・ 会場にピアノがないため、グランドピアノ(YAMAHA型式C6X相当)をレンタルし調律も合わせて手配を行うこと。
- ・ 橿原神宮が所有する折りたたみ椅子(約500脚)を所定の場所から借用し、設置及び返却すること。
- ・ ピアノ搬入及び座席並べに時間を要するため、公演前日に事前設営を行うこと。

< (iii)に関する特記事項 >

- ・ 60人程度の来場者を想定した靴袋を準備すること。
- ・ 雨天の場合、60人程度の来場者を想定した傘立てを手配すること。

< (iv)に関する特記事項 >

- ・ 会場駐車場が満車になる可能性が高いため、開演2時間前から開演30分後まで、周辺道路に交通整理人員2名を配置し、山の辺の道観光駐車所(天理市杣之内129番地1)への駐車誘導を行うこと。

(ウ) 屋外コンサート企画の運営

(i) 室生山上公園芸術の森を会場とした無料公演の設営及び運営

- ・ 演奏場所は「ステージの島(水上ステージ)」、観客は「西観覧席」及び「東観覧席」を想定すること。
- ・ 雨天の予報が出ている場合、原則中止とするもの。
- ・ 強い日照りやにわか雨を想定し、演奏ステージ用のタープテント等を準備すること。
- ・ 当日突然の雨天の場合は、同敷地にある建物「ビジターセンター」または「施設等」内での縮小開催を想定すること。
- ・ 会場及び出演者との連絡調整及び当日の進行管理をすること。
- ・ 音響、美術、照明、備品、控室及び電源設備等を手配すること。

- ※水上ステージ上に 100V 2 口のコンセント、ステージ周辺に分電盤あり利用可能
- ・舞台、音響、照明、椅子及びバナー等を設営・撤去すること。
- ・司会者もしくは影アナウンスを手配すること。ただし、運営補助員が司会を兼務することも可とする。
- ・音響機材の持込が必要な場合は、必要な機材の手配をすること。
- ・ステージ周辺に出演者の控室としてテント 1 張り・椅子 4 脚、運営スタッフ控室としてテント 1 張り、椅子 6 脚程度を手配し設営・撤去すること。

※なお、長机は会場の備品を利用可能

- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去をすること。
- ・運営補助員を 4 名及びボランティアスタッフ 4 名（計 8 名程度）を配置し、出演アーティストの当日サポート及び観客の誘導等を実施すること。
- ・身体障害のある方の来場を見据えた観覧エリアを準備すること。
- ・観覧者用シャトルバス 1 路線（榛原駅⇄室生山上公園芸術の森）としてマイクロバス 2 台を手配し、輸送計画を作成すること。

※会場までの道幅が狭いため、運行するバスのサイズに注意すること

- ・当日は、発車場所（行き：榛原駅、帰り：室生山上公園芸術の森）にそれぞれ 1 名以上の乗車誘導人員を配置すること。

※乗降場所については、乙にてバス会社及び会場管理者と調整すること。

(ii) あおぞら吹奏楽

- ・日時：令和 7 年 6 月 8 日(日) 午後 時間未定
- ・会場：国営飛鳥歴史公園 あすか風舞台
- ・甲が手配した出演者による、吹奏楽をメインとした屋外コンサート「あおぞら吹奏楽」を実施し、出演者との連絡調整及び当日の進行管理を行うこと。
（出演者は吹奏楽団体：5 団体程度、プロ演奏者：1 組程度を想定）
- ・音響、美術、照明、備品、控室（テント）及び電源の手配、設置並びに撤去。
- ・観客の入退場については管理する必要は無く、申し込み不要、座席なしの自由観覧とすること。
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去。
- ・駐車場内及び隣接する横断歩道の誘導等を実施する交通誘導警備員の手配（計 3 名）。
- ・観覧者用シャトルバスを 2 路線（檀原神宮前駅⇄明日香村石舞台駐車場、近隣臨時駐車場⇄明日香村石舞台駐車場）を手配し、輸送計画を作成すること。
- ・当日は、発車場所（行き：檀原神宮前駅、近隣臨時駐車場、帰り：明日香村石舞台駐車場）計 3 か所にそれぞれ 1 名以上の乗車誘導人員を配置すること。

※明日香村石舞台駐車場のバス乗り入れ可能エリア及び、臨時駐車場の場所については、別途甲が指示する。

- ・飲食出店者（キッチンカーも可）を任意の方法で募集し、地産地消を意識した店舗（奈良県産の飲食物や、奈良県産食材を使用した料理を提供する者）や県内飲食事業者を優先的に選定し、4 店舗以上の出店を手配すること。
- ・キッチンカーの購入者が利用できる飲食スペースを確保し、“机 1 台及び椅子 4 脚”を 4 セット手配すること。

- ・ 出店する飲食店舗について、あすか風舞台での販売登録事務手続きを補助すること。
- ・ 飲食出店者が電源・給排水等を必要とする場合、受託事業者が手配すること。
- ・ 飲食出店者から購入した飲食物のゴミが会場周辺に散乱することがないように対策し、ゴミの処分をすること。
- ・ 出演者含む公演関係者、観覧者、飲食物購入者、公園利用者等の動線が交錯しないよう、効果的な区画整理を行うこと。
- ・ 必要に応じて、消防署や保健所との協議に対応すること。
- ・ 機材搬入・搬出、キッチンカーの乗り入れの際、芝を傷つけないよう留意すること。
- ・ 芝の上に飲食店テントやキッチンカーを出店する場合、会場管理者の指示に従い、必要に応じて養生等をすること。

(iii) まちかどコンサート（4カ所）

- ・ 当日の進行管理は乙のみで実施すること。
- ・ 日時：令和7年5月19日（月）～6月6日（金）の平日（日中）で60分程度。
- ・ 会場：県内主要駅の広場、公園、ショッピングモール等のオープンスペース（4カ所）。
- ・ 会場及び出演者との連絡調整及び当日の進行管理。
- ・ 音響、美術、照明、備品、出演者控え室（またはテント）及び電源設備等の手配。
- ・ 舞台、音響、照明、バナー等の設営・撤去。
- ・ 司会者もしくは影アナウンスの手配（受託事業者が兼務することも可）。
- ・ 会場の特性上、ピアノを使用する場合は電子ピアノで演奏すること。なお、必要に応じて、甲所有の電子ピアノの貸し出し可能。
- ・ 音響機材等の持込が必要な場合の手配。
- ・ 会場はオープンスペースであり、一般通行者が混在することとなるため、公演鑑賞エリアや、一般通行者の動線確保を考慮した誘導人員配置をすること。
- ・ 公演当日は運営補助員3名程度及びボランティアスタッフを3名程度（計6名程度）配置し、観客の安全確保とともにスムーズな誘導の実施を行うこと。
- ・ 観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去。
- ・ 海外からの観光客の来場が多く見込まれるため、日本語／英語／中国語等の多言語による案内、誘導サインの作成。

(エ) アウトリーチ運営（15カ所）

- ・ 当日の進行管理は乙のみで実施すること。
- ・ 出演者、アウトリーチ希望施設と企画・連絡調整（公演実施内容も含む）を行うこと。
- ・ 音響資材等は原則、実施施設の備え付けのものを使用すること。（不足については乙にて手配すること。）
- ・ 各舞台袖にバナーを設置すること。
- ・ 実施施設にて、甲より指定するチラシの配布を行うこと。
- ・ 各会場の参加者数の集計、アンケート回収および記録写真の撮影を行うこと。

(オ) ボランティアスタッフ対応

- ・公式 Web サイト上にボランティアスタッフ募集についての申し込みフォームを作成し応募情報を取りまとめ、申込者の住居地や従事希望内容と各公演の必要人員を勘案し、乙にてボランティア従事者を選定すること。また申し込みフォームにて、県主催の他イベントのボランティアスタッフ募集情報を追って提供しても良いかを確認すること。
 - ・ムジークフェストならのボランティアスタッフの人員を確保し、割り振りが可能なスキームの提案と実施。各公演に必要なボランティア数の想定は、以下【別表 2】のとおり。
 - ・ボランティアスタッフに向けた業務説明会の開催・業務説明資料の作成。
- ※なお、ボランティアスタッフ用の首から掲げる名入りスタッフ証の作成は不要。

別表 2

種別	開催日	公演内容 @会場	ボランティア 人数	ピアノ 手配	ピアノ 調律
A	令和 7 年 5 月 17 日(土) 開演：14 時(予定)	大安寺公演 @大安寺 獅子吼殿	4 人	なし (既設)	有り
B	令和 7 年 5 月 18 日(日) 開演：14 時(予定)	奈良フィルハーモニー管弦楽団公演 @DMG やまと郡山城ホール 大ホール	6 人	なし	なし
A	令和 7 年 5 月 18 日(日) 開演：14 時(予定)	橿原神宮公演 @橿原神宮 神宮会館	4 人	有り	有り
B	令和 7 年 5 月 24 日(土) 開演：18 時 30 分(予定)	関西フィルハーモニー管弦楽団公演 @橿原文化会館 大ホール	6 人	なし	なし
A	令和 7 年 5 月 24 日(土) 開演：14 時 00 分(予定)	室生山上公園芸術の森公演 @芸術の森 水上ステージ	4 人	なし (既設)	なし
B	令和 7 年 5 月 25 日(日) 開演：14 時 00 分(予定)	0 歳からのクラシックコンサート @橿原文化会館 大ホール	6 人	なし	なし
A	令和 7 年 5 月 25 日(日) 開演：14 時 00 分(予定)	酒蔵ロマン館(澤田酒造)公演 @澤田酒造 酒蔵ロマン館	4 人	なし (既設)	有り
B	令和 7 年 5 月 31 日(土) 開演：14 時 00 分(予定)	藤木大地&みなとみらいクインテッ ト公演 @さざんかホール 大ホール	6 人	なし (既設)	なし
A	令和 7 年 5 月 31 日(土) 開演：14 時 00 分(予定)	クラシック入門公演 @なら歴史芸術文化村 ホール	4 人	なし (既設)	なし
B	令和 7 年 6 月 1 日(日) 開演：17 時(予定)	Japan National Orchestra 公演 @春日野国際フォーラム 能楽ホール	6 人	なし	なし
A	令和 7 年 5 月 19 日(月)～ 6 月 6 日(金)の平日 開演：14 時予定	まちかどコンサート(4カ所) @奈良のまちかど(屋外)	各 3 人 程度	なし	なし

<別表 種別 A について>

- ・ボランティアスタッフ希望者へ、参加の可否や集合案内について連絡調整を行うこと。
- ・現場における当日業務のオリエンテーション、指導、管理。
- ・ボランティア活動状況の記録写真撮影。なお、撮影の可否を確認のうえ実施すること。

- ・ボランティアスタッフへスタッフポロシャツ、業務終了後に謝礼等の配布。
※ボランティアスタッフへの謝礼にかかる費用は甲で負担する。なお、謝礼を配布した証明として、受領確認簿へ自署によるサインをもらうこと。

<別表 種別Bについて>

- ・各公演の2ヶ月前までに、ボランティアスタッフ人数と役割について甲及び乙と協議し、必要に応じてボランティアスタッフの派遣人数を調整すること。
- ・ボランティアスタッフ希望者へ、参加の可否や集合案内について連絡調整を行い、その情報（氏名、性別、連絡先、集合案内の文面、その他必要な情報）を、各公演の2週間前までに甲及び乙へ共有すること。
※当日のボランティアスタッフの管理については、丁が実施するもの。

(カ) その他、上記（ア）～（オ）の運営上必要となる業務（種別B公演（5公演）については、丁が対応。）

- ・出演者現場下見の立会。（出演者から希望がある場合。）
- ・各行政機関への調整、許認可申請書類作成等（会場設営及びイベントの運営にあたり、各行政機関へ調整・届出・許認可申請等を行う必要が生じた場合）、届出。
- ・その他、出演者と会場にかかる必要な調整。
- ・必要に応じて警察等関係機関との調整。
- ・必要に応じて舞台設営等にかかる関連法令手続きに必要な図面等の作成及び申請手続。
- ・社寺を演奏会場とする場合、必要に応じて挨拶や法要をコンサートに組み込む調整。
- ・会場で発生するごみの分別、処分。
- ・会場の来場者数の集計および記録写真の撮影。

⑥ その他当音楽祭を安全かつ効率的に実施する上で必要となる業務

- ・出演者及び来場者が安心かつ安全に参加できるような安全管理計画を策定すること。
また、当該計画においては、障害者の方の来場にも配慮した内容とすること。
- ・会場設営にあたっては、会場が傷まないよう最大限配慮し、措置を講じること。
- ・スタッフ用ポロシャツを80枚製作すること。なお、サイズ、色については甲乙協議の上決定する。
※スタッフ用ポロシャツについては、年度を記載しない等、次年度以降も使用できることを考慮したデザインを用いること。
- ・スタッフ証を作成すること。
- ・イベント保険、ボランティア保険に加入すること。
- ・出演者から公演での演奏曲目等を聴取し、JASRACへの音楽著作権使用料にかかる申請書類の作成を行うこと。なお、公演実施にかかるJASRACへの音楽著作権使用料は甲で別途負担する。
- ・業務をとりまとめ、事業実施報告書を作成すること。

B：【音楽活動支援】「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の実施について

⑦演奏家への練習場所の提供

<事業目的>

県有施設の空き状況を有効活用し、演奏家へ演奏練習場所を無償提供する。
県内の音楽活動の活性化を目指すもの。

- ・本事業利用者へ対象施設を利用するためのクーポンを発行し、利用者の施設利用を確認後、施設管理者へ会場使用料を支払うこと。
- ・対象施設
 - (ア)奈良県橿原文化会館 小ホール
 - (イ)なら歴史芸術文化村 ホール
 - (ウ)奈良公園バスターミナル レクチャーホール
 - (エ)県内市町村有施設（4施設）
- ・日時：クーポン申込受付期間は、令和7年4月初旬（予定）～10月中旬（予定）
施設貸し出しは、令和7年5月初旬（予定）～12月21日（日）
※なお、対象施設（エ）については、4月以降に対象施設候補と調整でき次第で順次クーポン発行及び施設貸し出しを開始。

<利用できる者>

- ・奈良県在住または奈良県で活動する演奏者など（プロ、アマ不問）。

<利用できる活動内容（想定）>

- ・弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、和楽器、電子楽器、民俗楽器、声楽を主とした演奏練習
- ※疑義が生じる場合は、甲乙にて協議の上個別判断とする。

<予算上限額及び費用負担について>

- ・使用料の予算上限額 12,200 千円（税込）を委託料に含め、乙にて使用料を支払うこと。
※使用料とは、甲が指定する「施設使用料」「備品使用料」「付帯設備使用料」「舞台技術者人件費」を合わせた額とする。
- ・施設貸し出し期間の12月21日（日）まで、可能な限り貸し出しが万遍なく継続できるよう、予算配分に配慮すること。
- ・施設貸し出し期間を終えて、使用料支払い総額が12,200千円（税込）に満たない場合、その差額については委託料を減額して支払うもの。
※万が一、使用料支払総額が予算上限12,200千円（税込）を超えた場合、超えた額については乙にて負担することとなるため、予算管理を徹底すること。
- ・“利用申込状況”を甲と随時共有するため、“クーポン申込状況”“施設使用実績”をスプレッドシート等で共有すること。

<利用申込者への対応について>

- ・「本事業にて無償で利用できる施設、備品、付帯設備」と「利用には別途有償となる備品、

付帯設備の一例」について、施設毎に、利用申込者に分かりやすく表示すること。

※「本事業にて無償で利用できる施設、備品、付帯設備」については、別途、甲より指示するもの。

- ・利用申込については、初回利用時のみ利用者登録をさせ、登録事項については甲乙協議のうえ決定すること。
- ・利用者登録及び利用申込時において、「演奏練習に使用することに間違いないか」「事業目的から逸脱した使用や無断キャンセル等の場合は、以後の利用申込の停止や、悪質な場合は施設使用料やキャンセル料を利用者に請求する場合もある」旨を周知すること。
- ・各施設を利用するためのクーポン発行の申込を受け付ける申込フォームを作成すること。
- ・利用申込の最小単位は、「午前」「午後」「夜間」とすること。
- ・発行されたクーポンにより、利用者自身で対象施設への予約手続きを行わせること。
- ・使用日の1ヶ月前までに、利用者自身が以下について、利用施設と打合せが必要であることを周知すること。
 - 利用施設と使用用途について電話で打合せを行うこと。
 - 使用用途によっては、現地での事前打合せが必要な場合があること。
 - 施設備品及び付帯設備の利用を希望する場合は、事前の申し込みが必要であること。
 - 大型の楽器や機材等の持込が有る場合、搬入路の打合せや使用の可否について事前の確認が必要であること。

<クーポン発行の考え方について>

- ・本事業の利用を通じて、多くの演奏者に、音楽練習場所としての県有施設利用を体験していただき、また、県の音楽活動支援についても知っていただく機会とするため、2回目以降のクーポン発行は、前回のクーポンを利用完了するまでは発行しないものとする。
- ・クーポン発行申込が予算上限を上回るペースである場合、奈良県民の利用を優先すること。

<施設管理者への対応について>

- ・各県有施設の利用規則に則り、利用予約及び施設使用料を支払うこと。
- ・施設管理者に、実際の利用者の「代表者指名」、「連絡先」、「施設の使用用途」、「電話が繋がりがやすい曜日や時間帯の情報」を連携すること。
- ・施設備品や付帯設備の利用等が有る場合、利用者より直接施設管理者宛てに問合せや申し込みがあること及び、本事業の対象外となる備品や付帯設備利用については、施設管理者から利用者に直接請求することを周知すること。
- ・利用者から事前申請された使用用途と、実際の使用に相違がないか、施設管理者より情報収集を行いサンプリングすること。
- ・利用者がキャンセルをした場合、各施設のキャンセルポリシーに応じた料金を支払うこと。
- ・以上を踏まえ、可能な限り多くの演奏家が利用できるよう、効率的な運用を提案すること。

(6) 協議・打ち合わせの実施

本業務を履行するにあたり、必要な協議・打合せはミュージックフェストなら実行委員会と適宜行い、進捗状況等を報告すること。

(7) 実施報告書の提出

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。実施報告書については、上記(5)についての実施内容や業務成果等について取りまとめ、成果物として甲へ提出すること。

(8) 支払方法

令和7年3月31日時点における出来高相当分について、受託者は令和7年3月31日以降速やかに甲あて実施報告を行い、甲は完了検査後に3,065千円を支払限度額上限として代金を支払う。

令和7年4月1日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払う。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

<別記1>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やか

に、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別記2>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。